

亀山市告示第213号

亀山市経営開始資金交付要綱を次のように定める。

令和4年11月8日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市経営開始資金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に基づき、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する資金を交付することにより、新規就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的とする。

(資金の名称)

第2条 この告示により交付する資金は、亀山市経営開始資金（以下「資金」という。）という。

(資金の交付対象者)

第3条 資金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、市内に住所を有する者又は市内に主たるほ場を有する者であって、要綱別記2の第5の2の（1）に掲げる要件に該当するもの（夫婦で農業の経営を開始し、要綱別記2第5の2の（2）のイに掲げる要件を満たすときは、その代表者に限る。）とする。

(資金の額等)

第4条 資金の額は、1月につき12万5,000円とする。ただし、初めて資金の交付を受ける場合にあつては、最初の1月分に限り、当該額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額とする。

- (1) 交付対象者が、市内で新たに就農するため、第8条第1項の規定により資金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）までに市外から市内に転入したとき
30万円
- (2) 交付対象者が、女性るとき 10万円
- (3) 交付対象者が、申請日において50歳未満のとき 10万円

2 夫婦で農業を経営する場合における前項の規定の適用については、同項中「12万5,000円」とあるのは、「18万7,500円」とする。

3 資金は、原則として6月分を単位として交付する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、1年分の資金を一括で交付することができる。

(交付期間)

第5条 資金の交付期間は、農業の経営を開始した月から3年間とする。

(青年等就農計画等の承認)

第6条 資金の交付を受けようとする交付対象者は、要綱別記2の第5の2の(1)のエに規定する青年等就農計画等(以下「青年等就農計画等」という。)に必要な書類を添付して市長に提出することにより、あらかじめ青年等就農計画等の承認を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、青年等就農計画等を承認し、青年等就農(変更)計画等承認通知書(様式第1号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査に当たっては、県等の関係機関又は第13条第3項に規定するサポートチームによる面接等を実施するものとする。

(青年等就農計画等の変更)

第7条 前条第2項の承認を受けた交付対象者は、青年等就農計画等を変更しようとするときは、青年等就農計画等の変更を市長に申請しなければならない。ただし、設備投資の追加を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

(資金の交付申請等)

第8条 第6条第2項の通知(前条第2項において準用する場合を含む。)を受けた交付対象者は、資金の交付を受けようとするときは、経営開始資金交付申請書(様式第2号)に必要な書類を添付して市長に提出し、原則として資金の対象期間の最初の日から1年以内に資金の交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請の対象は、要綱別記2の第6の2の(3)に規定する月以降の農業経営とする。

3 市長は、第1項の申請書を受領し、その内容が相当であると認めるときは、当該申

請書を提出した者に亀山市経営開始資金交付決定通知書（様式第3号）を交付するとともに、資金の交付を開始するものとする。

（交付の中止）

第9条 市長は、前条第3項の規定により資金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が要綱別記2の第5の2の（3）のア、イ若しくはエからカまでのいずれかに該当するとき又は虚偽の申請等を行ったときは、中止決定通知（様式第4号）により通知し、資金の交付を中止する。

2 受給者は、資金の受給に係る農業経営を中止する等により資金の受給を中止する場合は、中止届（要綱別記2別紙様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（交付の休止）

第10条 受給者は、病気その他のやむを得ない理由により一時的に就農を休止する場合は、休止届（要綱別記2別紙様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、受給者から休止届が提出されたときは、原則1年に限り休止を認めることができる。

3 市長は、前項の規定により、就農の休止を認めたときは、休止決定通知（様式第5号）により受給者に通知し、前項の休止届が提出された月の翌月から資金の交付を休止する。

4 市長は、第2項の規定にかかわらず、受給者が妊娠、出産又は災害により就農を休止する場合（要綱別記2の第5の2の（2）のイに規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠又は出産により就農を休止する場合を除く。）は、同項中「原則1年」とあるのは、「1の妊娠、出産又は災害につき3年」とする。この場合において、市長は、当該休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、受給者は、次条の規定による経営再開届の提出に併せて第7条の手續に準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請するものとする。

（交付の再開）

第11条 前条第2項の規定により資金の交付を休止した者（要綱別記2の第5の2の（3）のキに該当したことにより資金の交付を中止した者を含む。）が再度資金の交付を受けようとする場合は、経営再開届（要綱別記2別紙様式第20号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、経営再開届が提出され、適切に農業経営を行うことができると認めた場合

は、経営再開決定通知（様式第6号）により通知し、資金の交付を再開する。

（就農状況報告等）

- 第12条 受給者は、資金の交付期間中は、毎年7月末日及び1月末日までにそれぞれその月の前6月間の就農状況報告（独立・自営就農）（要綱別記2別紙様式第9-1号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、就農状況報告を受けたときは、次条第3項に規定するサポートチームを中心に、県等の関係機関及び指導農業士等の関係者と協力し、「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の交付対象者の考え方について」（令和4年3月29日付け3経営第3216号就農・女性課長通知）を満たしているか否かについて確認し、必要な場合は、サポートチームを中心に、県等の関係機関及び指導農業士等の関係者と連携して適切な助言及び指導を行うものとする。
 - 3 前項の規定による確認は、要綱別記2の第7の2の（5）のアに規定する方法により行うものとする。
 - 4 受給者は、資金の交付期間終了後の5年間は、毎年7月末日及び1月末日までにそれぞれその月の前6月間の作業日誌（独立・自営就農）（要綱別記2別紙様式第9-1号-1）を市長に提出しなければならない。
 - 5 受給者は、資金の交付期間及び交付期間終了後5年間において、氏名、住所、電話番号等を変更した場合は、変更後1月以内に住所等変更届（要綱別記2別紙様式第12号）を市長に提出しなければならない。
 - 6 受給者は、資金の交付期間終了後にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1月以内に就農中断届（要綱別記2別紙様式第15号）を市長に提出しなければならない。
 - 7 市長は、前項の規定により就農中断届が提出されたときは、その内容を確認し、当該就農中断届に係る就農の中断がやむを得ない理由によると認めるときは、就農を中断した日から原則1年に限り就農の中断を認めることができる。
 - 8 市長は、前項の規定により、就農の中断を認めたときは、当該就農の中断を認めた受給者の就農の再開に向けた取組状況を確認し、就農の再開に向けた支援を行うものとする。
 - 9 就農を中断した受給者は、就農を再開する場合は、就農再開届（要綱別記2別紙様式第16号）を市長に提出しなければならない。

10 受給者は、資金の交付期間終了後の5年間において、農業経営を中止し、離農した場合は、離農届（要綱別記2別紙様式第21号）を市長に提出しなければならない。

（サポート体制の整備）

第13条 市長は、新規受給者の各課題（「経営・技術」、「営農資金」及び「農地」における各課題をいう。以下同じ。）に対応できるよう、県普及指導センター、県農林水産（農政・農林）事務所、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等の金融機関及び農業委員会等の関係機関に所属する者並びに指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。

2 市長は、要綱別記2別紙様式第25号別添により、前項のサポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、公表するものとする。

3 市長は、それぞれの受給者について、第1項のサポート体制の中から、サポートチーム（各課題の専属の担当者をいう。以下同じ。）を選任し、受給者の各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームは、新規就農者の農業経営、地域生活等に関する相談に対応し、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

4 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は要綱別記2の第7の2の（11）のウに掲げる（ア）及び（イ）について、サポートチームは要綱別記2の第7の2の（11）のウに掲げる（ウ）について行うものとする。

（資金の返還）

第14条 受給者は、要綱別記2の第5の2の（3）のアからキまでのいずれかに該当することにより資金の交付を中止され、又は休止した場合は、交付を受けた資金の全部又は一部を返還しなければならない。

2 受給者は、虚偽の申請等を行った場合は、当該受理した資金の全額を返還しなければならない。

3 受給者（第12条第7項の規定による承認を受けた者で、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農を中断した期間と同期間更に就農を継続したものを除く。）は、資金の交付期間終了後に交付期間（休止等により資金の交付を受けなかった期間を除く。以下この項において同じ。）と同期間、交付期間における営農と同程度の営農を継続しなかった場合にあつては、次に掲げる計算方式により算出した金

額を返還しなければならない。

返還金額＝交付を受けた資金の総額×（交付期間に相当する月数－交付期間終了後に交付期間における営農と同程度の営農を継続した期間に相当する月数）／交付期間に相当する月数

（返還免除）

第15条 前条第1項及び第3項の規定による資金の返還の義務が生じる者は、当該資金の中止又は休止に係る事由が病気、災害等のやむを得ない事情である場合は、返還免除申請書（要綱別記2別紙様式第18号）を市長に提出することにより、受理した資金の返還を免除する旨を申請することができる。

2 市長は、返還免除申請書の提出があった場合はその内容を審査し、やむを得ない事情があると認める場合は返還免除承認通知（様式第7号）により通知し、資金の返還を免除するものとする。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

青年等就農（変更）計画等承認通知

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

年 月 日付けで申請（変更申請）のあった、青年等就農（変更）計画等を承認するので、亀山市経営開始資金交付要綱第6条第2項（第7条第2項において準用する第6条第2項）の規定により通知します。

経営開始資金交付申請書

令和 年 月 日

殿

氏名

亀山市経営開始資金交付要綱第8条第1項の規定により亀山市経営開始資金の交付を申請します。

交付期間	年	月	日	～	年	月	日
今回申請する資金の対象期間	年	月	日	～	年	月	日
前年の世帯所得 ^{※1} 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額 ^{※2} を記載	(ア)						円
今年の交付金額 ^{※3} (75万円)	(イ)						円
亀山市の追加交付金の交付金額 ^{※4}	(ウ)						円
今回の交付申請額	(イ) +	(ウ)					円
<ul style="list-style-type: none"> ・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） ・農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成 				<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことがない			

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

※4 亀山市経営開始資金交付要綱第4条第1項各号の規定による金額を記載すること。

資金の振込口座※

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金				店・所	出張所
	金融機関コード					
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号			
	郵便局	記号	(当座)番号			
口座名義人	(ふりがな)氏名					

添付書類

・前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。

様式第3号（第8条関係）

経営開始資金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

年 月 日付けで申請のあった、亀山市経営開始資金資金の交付申請により資金を交付することを決定したので、亀山市経営開始資金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

1 資金の額

2 交付対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日

様式第4号（第9条関係）

中止決定通知

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

年 月 日付けで届け出のあった、亀山市経営開始資金受給に対する中止届により資金の交付を中止するので、亀山市経営開始資金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

中止日	年 月 日
-----	-------

様式第5号（第10条関係）

休止決定通知

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

年 月 日付けで届出のあった、亀山市経営開始資金受給に対する休止届により資金の交付の休止を認めるもので、亀山市経営開始資金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
------	---------------

様式第6号（第11条関係）

経営再開決定通知

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

年 月 日付けで届け出のあった経営再開届について、適切に農業経営を行うことができると認められるので、亀山市経営開始資金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

経営再開日	年 月 日
-------	-------

様式第7号（第15条関係）

返還免除承認通知

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

年 月 日付けで申請のあった亀山市経営開始資金に係る返還免除申請については、やむを得ない事情があると認められるので、亀山市経営開始資金交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

返還免除期間	年 月 日 ~ 年 月 日
--------	---------------